

[事案 27-110] 転換契約無効請求

・平成 28 年 2 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時の募集人による説明が不十分であったこと等を理由に転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 12 月に、定期保険特約付終身保険（契約①）に契約転換で加入した後、さらに、平成 17 年 7 月に、契約①を契約転換し、契約②に加入したが、以下の理由により、契約①から契約②への転換を無効としてほしい。

- (1) 募集人に対して見直しの要望を伝えたが、契約②は、自分の要望と異なっており、錯誤により無効である。
- (2) 契約転換の内容について、提案書を用いた詳細な説明を受けていない。
- (3) 「お申込内容控」と「重要事項説明書」を受領していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を示しながら本件契約転換の内容に説明したうえで、設計書（提案書）、お申込内容控および重要事項説明書を手交しており、そのうえで、申立人は申込みをしているため、錯誤があったとは言えない。
- (2) 仮に錯誤があったとしても錯誤したことに重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の際、募集人に説明不十分な点や設計書（提案書）等の不交付があったとは認められないこと、申立人に錯誤があったと認めることは困難であり、仮に錯誤があったとしても申立人に重大な過失があったと認められること、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見いだせないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。